

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月27日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市中区丸の内2丁目18-25

氏 名 大林道路株式会社 中部支店

執行役員支店長 齊藤 克巳

電話番号 052-222-5161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大林道路株式会社 尾張営業所
事業場の所在地	愛知県尾張旭市大塚町2-13-12
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2,175 (千円)
③ 従業員数	20名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設産業廃棄物の発生抑制に努め、営業所及び現場内に分別ごみ箱(可燃物、不燃物、金属等)を設置し分別を徹底する。 現場より発生する廃棄物は、その収集運搬・処分の許可を得た業者に委託し処理する。廃棄物処理の確認は、建設産業廃棄物管理票(マニフェスト:建設九団体副産物対策協議会発行)により検認しその記録を保管する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図)</p> <p>総括責任者：大林道路(株)中部支店 執行役員支店長 齊藤 克巳</p> <p>廃棄物担当部署：安全品質環境部 人員数：3名</p> <p>産業廃棄物処理責任者：各工事現場代理人</p> <p>本店 安全品質環境部</p> <p>↓</p> <p>中部支店長</p> <p>↓</p> <p>中部支店 安全品質環境部</p> <p>↓</p> <p>産業廃棄物処理責任者</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	排出量	1,155.8 t	232.1 t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	排出量	46.0 t	7.5 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	排出量	16.6 t	1.1 t
<p>(これまで実施した取組)</p> <p>ISO14001に基づいた環境保全活動を効果的に推進することを目的とした環境マネジメントシステムを構築し、維持するために環境マニュアルを定めている。環境目的・目標を達成するため環境マネジメントシステムを策定している。適用に関しては、各人の役割に責任及び権限を定めている。</p>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートガラ	アスファルトがら
	排出量	1,050.0 t	210.0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	排出量	40.0 t	6.5 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	排出量	15.0 t	1.0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>コンクリート構造物取り壊し及びアスファルト舗装版を撤去したときに発生する建設廃棄物は、再資源化施設へ運搬し再資源化を徹底する。再資源化が完了した際は、再資源化完了報告書を発注者に提出する。</p>			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>営業所内及び現場内にて分別ごみ箱（可燃物・不燃物・金属）設置</p>		
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>建設副産物は再資源化施設へ搬出する。</p>		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 発注者より現場から発生する建設副産物は、すべて再資源化施設へ搬出するよう指示があるため、自ら再生利用を行うことはない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	木くず	紙くず
	産業廃棄物の種類	実績なし t	実績なし t
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	廃プラスチック	金属くず
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>発注者より現場から発生する建設副産物は、すべて再資源化施設へ搬出するよう指示があるため、自ら再生利用を行うことはない。</p>		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	実績なし t	実績なし t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（平成23年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
全処理委託量	1,155.8 t	232.1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	1,155.8 t	232.1 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
全処理委託量	46.0 t	7.5 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	46.0 t	7.5 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
全処理委託量	16.6 t	1.1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	16.6 t	1.1 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

(これまでに実施した取組)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら
	全処理委託量	1,058.0 t	210.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,050.0 t	210.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	全処理委託量	40.0 t	6.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	40.0 t	6.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属くず
	全処理委託量	15.0 t	1.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	15.0 t	1.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設への100%搬出 ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施する。 ・熱回収が可能である建設副産物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。